

熊本地震に係る被災代替家屋に対する固定資産税の特例

熊本地震により、滅失または損壊した家屋（以下「被災家屋」という）の所有者等が、令和7年3月31日までに被災家屋に代わる家屋（以下「代替家屋」という）を新たに取得した場合には、当該取得された家屋の税額のうち被災家屋の床面積相当分について、その取得した年の翌年から4年度分につき、固定資産税を2分の1に減額する特例措置が設けられました。

1. 特例対象者

- (1) 被災家屋の所有者（共有名義の場合は、共有者を含む）
- (2) 被災家屋の所有者に相続が生じたときは、その相続人
- (3) 代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族
- (4) 被災家屋の所有者が法人である場合、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割に係る分割承継法人

※「被災家屋の所有者」とは、平成28年4月14日現在の所有者をいう。

2. 被災家屋の要件

り災証明書が半壊以上で取壊しまたは売却等の処分がなされていること（一部損壊の家屋については被災家屋を取壊した場合対象）

3. 代替（適用対象）家屋の要件

被災家屋に代わるものとして取得（中古含む）された家屋

※種類（用途）又は使用目的が同一であるもの

4. 取得期限

平成28年4月14日～令和7年3月31日に取得された家屋

5. 減額対象範囲

代替家屋を取得した年の翌年から4年度分に限り、被災家屋の床面積相当分の固定資産税額を2分の1

6. 必要書類

- (1) 被災代替家屋特例申告書
- (2) り災証明書
- (3) 被災家屋が存したことを証する書類（町内の場合不要）
- (4) 被災家屋を処分されていることがわかる書類（町内の場合不要）
- (5) 相続人に該当する旨を証する書類（相続人の場合）
- (6) 合併法人又は分割承継法人であることを証する書類

※必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。